

特集

全員就学への道程における重度重複障害児問題

肢体不自由教育を中心に

中村 尚子

要旨

東京都の希望者全員就学（1974年）は養護学校義務制実現を射程にした、障害児の教育権保障における重要な自治体施策であった。ここに至る障害の重い子どもへの教育保障が拡大するプロセスを、親の会の動向と「特殊学級」に焦点をあてて検討した。まず、重度重複障害児問題と交差する肢体不自由児にとっても教育の場がきわめて限られていたことを明らかにした。その上で、広域を通学圏とする都立学校ではなく、区市の「特殊学級」開設に向かった運動の特徴について述べた。障害の重い子どもが入級するためには、軽度の障害を想定した「特殊学級」を見直す必要があったこと、親が主体となって不就学の実態を明らかにして肢体不自由学級の必要性を訴えていったことなどが明らかになった。

キーワード 不就学児 肢体不自由特殊学級 重症心身障害児 全員就学

はじめに

1960年代は重度重複障害児に教育を保障しようとする試みがさまざまな場所で芽ばえた時代である。精神薄弱児施設（当時の名称）や肢体不自由児施設などの児童福祉施設、すでに義務教育学校であった盲学校、ろう学校、そして数少ない養護学校でも、当該施設が想定していない子どもの入所や入学の判定にためらいつつも、受け入れた子どもへの実践が始まる。半世紀を経過した今日において重度重複障害児教育が始まるこの時代を生みだした要因について検討することは、障害児教育の今後の展望を見出す上で重要な課題であると考え、半世紀という時間は、感覚的には現代と直接つながっているが、記録と保存について区切りとなる時期である。したがって、各種施設や障害種別の教育において「重度」「重症」「重複障

なかむら たかこ
立正大学社会福祉学部

害」とよばれる問題がどのように把握されたのか、解決の道を開いた力はどこにあったのかを明らかにする研究的作業が求められている。

本稿はそのような課題意識にもとづいて、東京都に焦点をあて、肢体不自由教育分野での重度重複障害児問題を取り上げ、養護学校が未整備であった時代の障害児学級開設について（以下、歴史的名称として「特殊学級」を使用）、これに関連した親の声や要求運動に注目してその後の東京都の「希望者全員就学」（1974年）を実現していく力がどのように形成されてきたのかを検討する。

1 1960年代直前の肢体不自由教育

(1) 限られていた教育の場

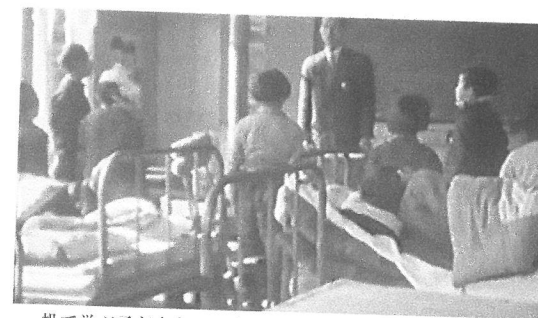
戦後初期の肢体不自由教育には、肢体不自由児施設の開設と同時に始まった入所児への教育と一般の小・中学校での肢体不自由児への対応という二つの流れがある。前者は、厚生、文部両省の諸々の通知によって、主として手術など医療的処置を受けるために入所した学齢児の義務教育を保

障するために始まった。施設内に近隣の小・中学校の分校や特殊学級を開設する、教員を派遣させるなどの手だてがとられてきたという¹⁾。また肢体不自由児施設が医療と教育を保障するという理念をもって法に位置づけられたことから、就学猶予・免除児にも施設の責任で学習指導を行うこととされた。その後、公立養護学校整備特別措置法施行（1957年）によって、分校などは徐々に養護学校へと発展的に移行していった。

他方、一般の小・中学校には歩行可能な肢体不自由児などが就学していたが、肢体不自由特殊学級は普及していない。1954年に実施された調査によれば、小学校在学児童中の肢体不自由児は約6万8千名（0.58%）であった²⁾。文部省『特殊教育百年史』には、「地域社会から通学してくる肢体不自由児のための特殊学級が昭和二十年代の終わりごろから次第に設けられてくる」とある。たしかにその傾向は大阪府や兵庫県に顕著であり³⁾、そのほか1956年には盛岡市でも東北地方で初めての肢体不自由学級が開級（1学級9名）⁴⁾といった例は点在するが、「精神薄弱特殊学級」のように全国的に広がっていない。

では1960年代の直前、東京都の肢体不自由教育の場はどんな状況にあったのか。東京都には、都立光明小・中学校（1932年開校、1957年度より都立光明養護学校）⁵⁾と同校の多摩分校（多摩緑成会整育園併設、1951年1月開校、1959年より小平養護学校）、東京教育大学附属小学校特殊学級（整肢療護園内、1954年開級、1958年より同大学附属養護学校）があった。小・中学校に肢体不自由特殊学級は開設されていない。光明小・中学校は寄宿舎を併設して東京都全体の肢体不自由教育を担っていた。後二者の肢体不自由児施設併設の教育機関は、全国の施設と同様、入院児を対象としており、治療などが必要な期間に在学することが原則であった。

光明小・中学校の1952（昭和27）年の在籍児童生徒数は133名（1学年おおむね15名程度）⁶⁾。養護学校となつてのち1958（昭和33）年度には高等部も設置され、同年には小・中・高200名が



机で学ぶ子どもとベッド上で学ぶ子どもが混在している（記録映画『克服』より）

図1 整育園内の教室風景

在籍し、1学年20～30名ほどに増えている。子どもの居住区は学校の所在である世田谷区を中心にして全体では22区に広がり、都下、他県にも及んだ（寄宿舎入舎児は63名）⁷⁾。

毎年入学希望者は絶えず、1955年度～1958年度の入学希望者は115名、98名、121名、116名で、これに対する入学者の割合は、25.2%、36.7%、38.8%、31.1%であった（編入を含む）。入学者選考前の教育相談に訪れた者はこれを上回る。「本校児童として不適当な児童についてはその児童に適した指導を行っているので、それ等の児童の数は各年度の志望者数に入っていない」⁸⁾という状況を含めると、入学はきわめて狭き門であったことがうかがえる。

整育園は肢体不自由児施設の認可を受けた1950（昭和25）年3月より以前、東京都立多摩職業補導所付属病院に入院中の児童に対して個人指導が行われたのが発端となり、園内に各種学校「多摩緑成学園」を開設、翌1951年1月、光明小・中学校多摩分校として認可された。同年の児童生徒数は52名であった⁹⁾。

当時の肢体不自由児施設は医療施設としての役割が第一であったから、入園し¹⁰⁾、手術や急性期症状が安定した子どもが床上生活を終え、併設された教室に「通学」する。入園児の約半数が結核性骨関節疾患であったこともこの時代の特徴である。整育園を記録した映像『克服』¹¹⁾には病室や教室での学習（図1）や戸外活動のようすが映し出されている。児童の居住地は学校が都下郡部にあったことを反映して、都内と都下が半々